

市民参画条例（仮称）策定審議会（前回までのまとめ）

第1回市民参画条例（仮称）策定審議会

日 時：平成14年2月8日 14：00～16：00

場 所：第四委員会室

出席者：審議会委員13名

- 内 容：
- 1) 委嘱式
 - 2) 事務局からの説明
 - ・ 市民参画条例（仮称）策定の目的
 - ・ 審議会の役割
 - ・ 現在の市の取り組みについて
 - ・ 4つの柱
 - 市民活動の促進
 - 既存施策の整理
 - 情報公開
 - 審議会の公募努力規定
 - ・ 今後のスケジュール

第2回市民参画条例（仮称）策定審議会

日 時：平成14年3月17日 13：30～16：30

場 所：市民センター

出席者：審議会委員14名その他一般参加者約60名

- 内 容：
- 1) 講演会『市民活動と市民参画』
講師：九州大学助教授
NPO ふくおか副理事長 安立 清史先生
 - 2) 参加団体による情報交換会及び交流会
 - 3) 審議会委員と講師との意見交換会
 - ・ 講演会について
 - ・ 意見交換会について
 - ・ 市民参画条例について

第3回市民参画条例（仮称）策定審議会

日 時：平成14年4月20日 10：00～12：00

場 所：第四委員会室

出席者：審議会委員14名

- 内 容：
- 1) 条例比較資料（第2回審議会にて配布）の説明

2) 自由討議

- ・前文・条文について
- ・条例を作る理由について
- ・下関の市民参加の現状について
- ・条例に期待すること
 - ・「市民活動団体」の定義について
 - ・第3者機関等について
 - ・事務局が示した4つの柱について
 - ・その他（条例の名称、議会との関係）
 - ・事務局への依頼事項

3) 今後の進め方について

平成14年5月31日現在、一般市民からの意見の提出はございません。

市のホームページで意見の提出を求めています。

(<http://mirai.city.shimonoseki.yamaguchi.jp/>にアクセスし“市民参画”等で検索すると、該当のページを見る事ができます)

意見提出先：下関市市民部市民活動課

郵送 ：〒750-8521 下関市南部町1-1

FAX ：0832-31-1809

電子メール：skshimin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp